



平成 30 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 T O T O 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 喜 多 村 円
社 長 執 行 役 員
コ ー ド 番 号 5332 (東証・名証第 1 部、福証)
問 合 せ 先 経 営 企 画 部 長 田 中 義 久
(TEL : 03-6836-2024)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 26 日開催予定の第 152 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

当社の取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬については、業績向上に対する意欲や士気を向上させ、かつ株主の皆様との価値の共有を目指すことを目的に、固定報酬である基本報酬に加えて、業績に応じて決定する業績連動賞与、株主の皆様との価値共有を図る株式報酬型ストック・オプションにて構成しております。

今般、当社は、取締役報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

(2) 本制度の導入条件

当社の取締役の報酬等の額は、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 145 期定時株主総会において、年額 5 億円以内（うち社外取締役分年額 3,000 万円以内）、また取締役（社外取締役を除きます。）に対する報酬等として年額 2 億円以内で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、ご承認いただいております。

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

これに伴い、本制度に関する議案が本株主総会で承認可決されることを条件に現行の株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の付与は今年度以降行わない予定です。

2. 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、現行の株式報酬型ストック・オプションと同額の年額 2 億円以内といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年 100,000 株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併

合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します。)といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より10年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない(以下「譲渡制限」といいます。))。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)又は監査役のいずれの地位をも退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役(指名委員会等設置会社における執行役を含む。)又は監査役にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

<取締役の報酬構成>

固定報酬	業績連動報酬（注1）		
基本報酬 （年額5億円以内）	賞与（連結営業利益0.8%以内）		株式報酬型 ストック・ オプション （年額2億円以内）
	単年度業績連動 （連結営業利益0.6%以内）	複数年度業績 連動（注2）	
↓			
基本報酬 （年額5億円以内）	賞与（連結営業利益0.8%以内）		譲渡制限付 株式報酬 （年額2億円以内）
	単年度業績連動 （連結営業利益0.6%以内）	複数年度業績 連動（注2）	

（注）1 社外取締役への業績連動報酬の支給はありません。

（注）2 連結営業利益が3期連続増益かつ
 3期目の連結営業利益が、当初の連結営業利益目標（対外発表値）に対して
 目標達成率100%以上の場合・・・3期目の連結営業利益の0.2%以内
 目標達成率80%以上100%未満の場合・・・3期目の連結営業利益の0.1%以内

以 上